

滋賀県市町村職員研修センター長期継続契約を締結することができる契約に関する規則

[平成 22 年 8 月 23 日滋賀県市町村職員研修センター規則第 7 号]

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 22 年滋賀県市町村職員研修センター条例第号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 条例第 2 条に規定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。

- (1) 電子計算機(ソフトウェアを含む)その他情報処理に係る機器の借入
- (2) 複写機その他事務機器の借入れ
- (3) 自動車の借入れ
- (4) 前号各号に掲げる物品の運用又は保守管理に関する業務

第 3 条 前条第 1 号から第 3 号までに規定する物品の借入に係る契約期間は、5 年を超えることができない。ただし、当該物品の耐用年数その他の理由から、5 年を超えて使用することが社会通念上一般的であるものは、10 年を超えないものとする。

2 前条第 4 号に規定する役務の提供を受ける契約に係る履行期間は、5 年を超えることができないものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。